

地域包括支援センターの機能強化について

調布市福祉健康部
高齢者支援室
地域包括ケア推進係

地域包括支援センターとは？

「地域の福祉の総合相談窓口」

高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して生活を続けるために、高齢者の状況やその変化に応じて、適切なサービスや多様な支援が必要

社会環境の変化

- 少子高齢化
- 認知症高齢者や要介護高齢者の増加
- 単身の高齢者・高齢者のみの世帯の増加



設置目的

変化に対応した支援を行うため、介護保険サービスの中核として、**保健・医療・福祉の専門職の相互の連携**や、さらには**ボランティアなどの住民活動も含めた連携**によって、地域の様々な資源を統合した体制(包括的ケア)を確立することを目的として設置しています。

●相談件数の推移

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
61,570	60,322	63,381	64,504

10か所の地域包括支援センター



地域包括支援センター名

- ① ちょうふの里
- ② ちょうふ花園
- ③ はなみずき
- ④ 至誠しばさき
- ⑤ ゆうあい
- ⑥ ときわぎ国領
- ⑦ つつじヶ丘
- ⑧ 仙川
- ⑨ ちょうふの里 サブ
- ⑩ ゆうあい サブ

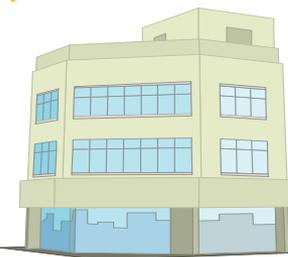
地域包括支援センターに期待されること

介護・・・

医療・・・

どのようなサービスを利用していいかわからない

相談業務やサービスのコーディネートを行います。



地域包括支援センター

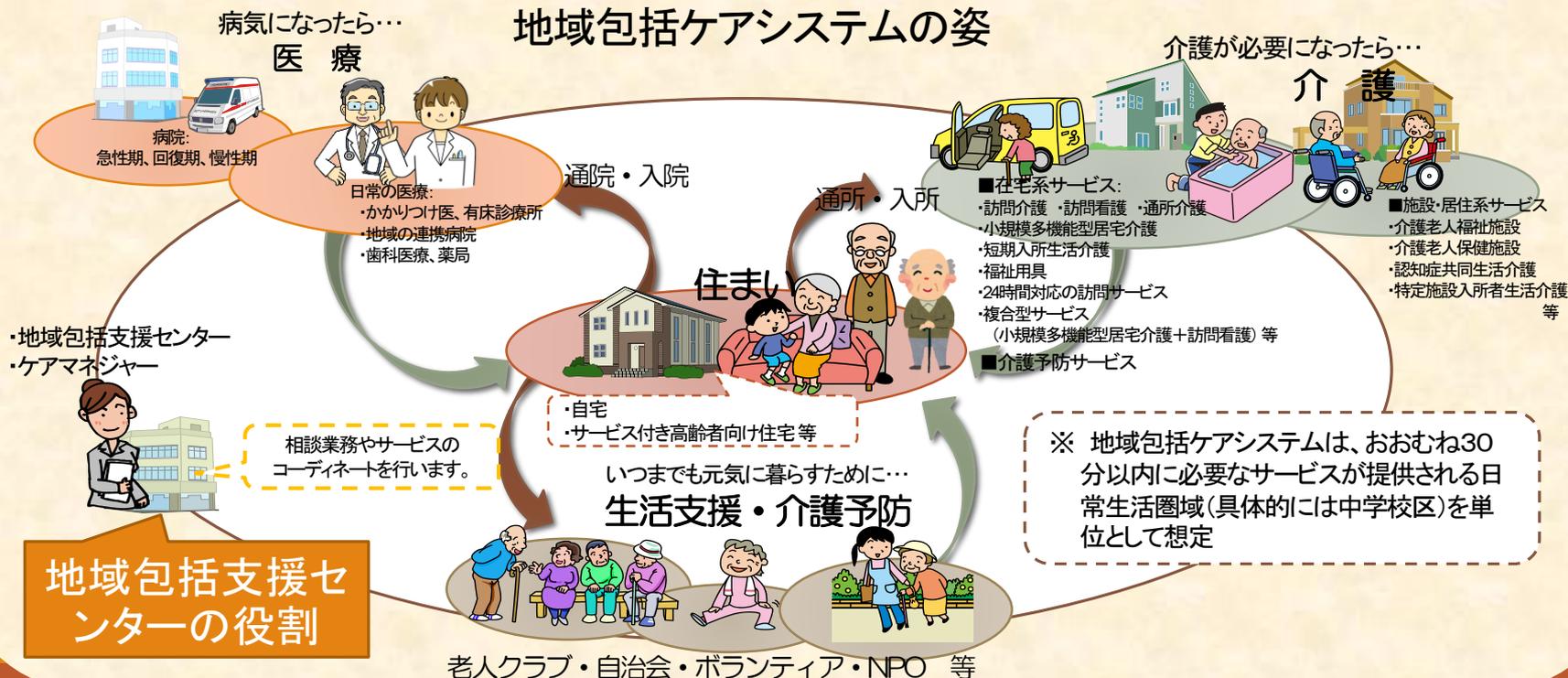
そうした方に対しての**ワンストップ相談窓口**

1 か所で相談からサービス調整までの機能を発揮する

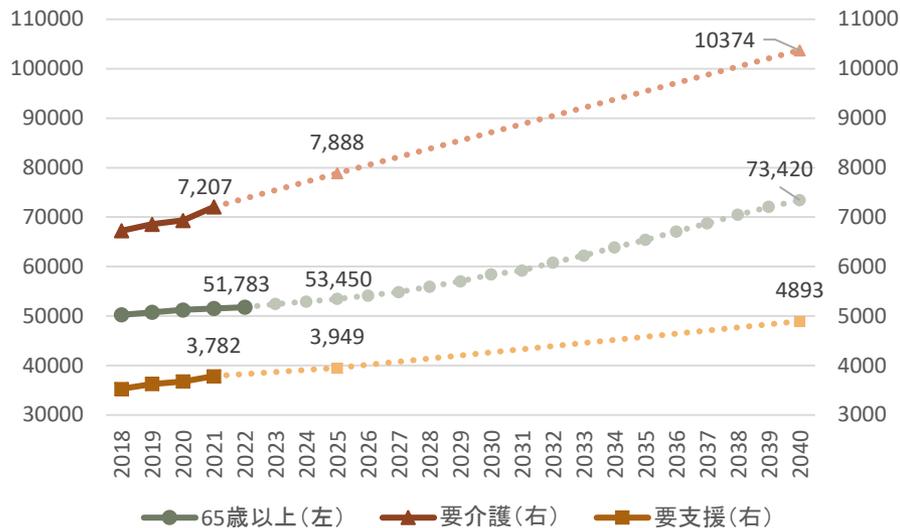
地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

地域包括ケアシステムの姿



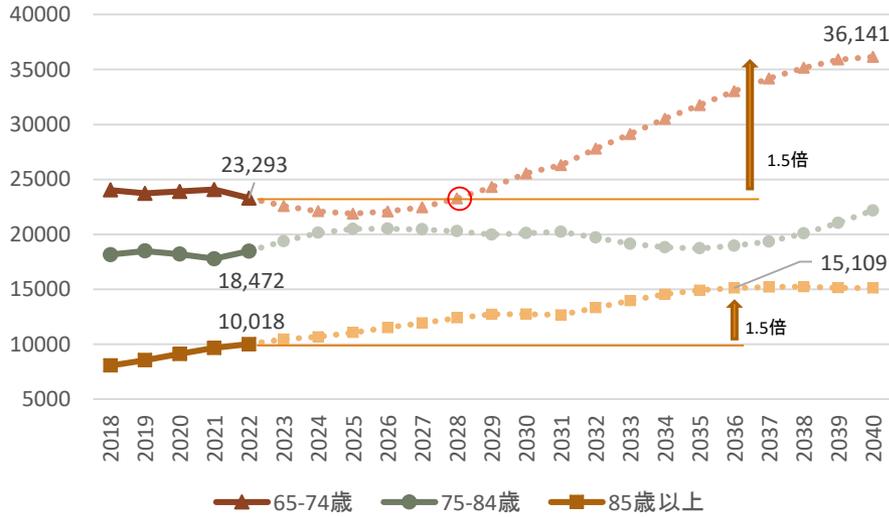
調布市の人口・介護認定者数の将来推計



【傾向】
65歳以上 2040年までに約1.4倍上昇し、ピークは2054年を推計
要介護 2040年までに約1.4倍上昇
要支援 2040年までに約1.3倍上昇

(注) 認定者数は、「第8期調布市高齢者総合計画」から抜粋

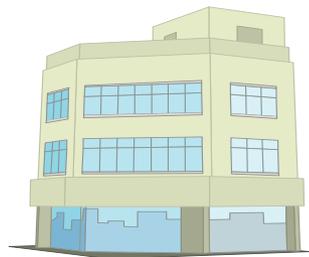
【傾向】
65-74歳 2040年頃までに1.5倍超上昇し、以降は減少
75-84歳 2040年頃まで横ばいに推移し、以降は大きく上昇
85歳以上 2036年頃までに約1.5倍上昇し、以降は横ばいから上昇に転じる



(注) 人口推計は、「調布市の将来人口推計(H30.3)」から抜粋

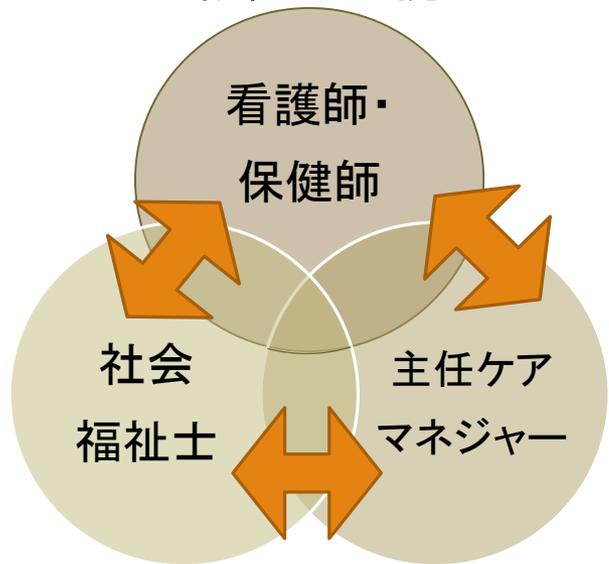
専門性の高い職員の配置

地域包括支援センター



- 社会福祉士
- 保健師・経験のある看護師
- 主任ケアマネジャー
- 見守りネットワーク担当
- 認知症地域支援推進員兼在宅医療・介護連携推進担当

3職種連携



チームアプローチ
(職種を超えた連携)
↓
総合的にマネジメント

- 総合相談支援業務
- 介護予防ケアマネジメント業務
- 権利擁護業務

それぞれの専門職としての知識・技術を活かし連携し支援に当たる

地域包括支援センターの機能強化へ向けた方向性

地域包括支援センターは、行政機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ることが重要。

求められる機能強化

人員体制

業務量に応じた配置

効果的な運営の継続

PDCAを充実

行政や各センターの
役割分担・連携強化

業務内容の見直し

認知症対応への
体制強化など

市の実施状況

圏域ごとの高齢者数に応じて職員を配置
適時ヒアリングを実施

事業計画だけでなく、各包括による自己評価
や行政評価を実施し、運協に審議・報告

市の方針に役割分担を明記
包括へのヒアリングや業務ごとに連絡会を
定期的開催し連携強化を図っている

各業務については、高齢者総合計画第8
期に基づき推進

行政評価の実施状況（人員体制）

市では、介護保険法に基づき、円滑かつ適正な運営のため、調布市地域包括支援センター運営等協議会を開催。医師、歯科医師、居宅事業所などの委員が参加。

協議会では、各センターの人員体制や年度計画・事業の実施内容などを報告

人員体制の見直し状況

令和3年度の圏域変更に合わせて、圏域内の高齢者数をもとに、人員配置を見直している。現在は7～10名の職員を配置。また、認知症支援推進員や市独自の取組として、みまもっと担当職員を配置し、体制強化している。

協議会での意見

人員体制については、欠員が出ることがあるものの安定的な人員確保ができています。他市と比べても人員の確保やケアプランの委託先確保ができてると思う。人員の安定化については、数年ずつ人員が変わるほうが健全な包括運営ができるのではないかと。

今後の方向性

高齢者の増加や、重層支援体制など引き続き、業務量などをヒアリングしながら人員体制を確保・構築していく必要がある。

行政評価の実施状況

効果的な運営の継続

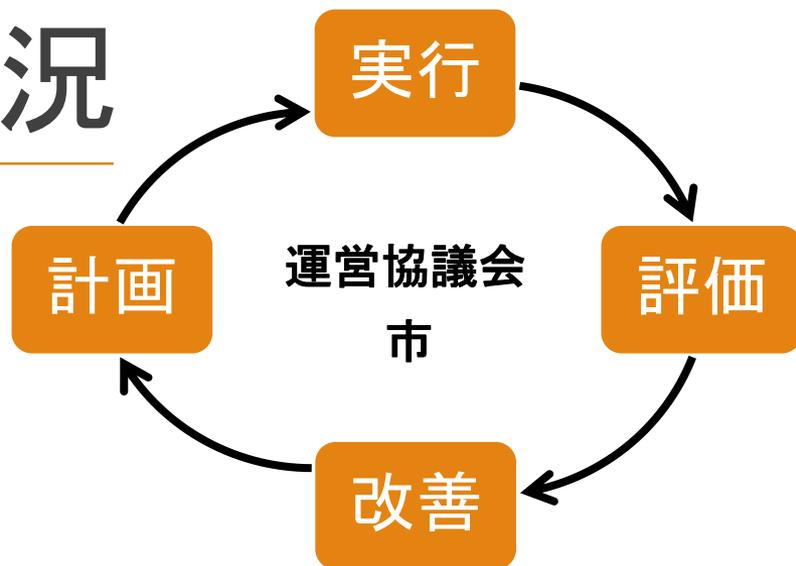
市の方針を元に、各センターにおいて事業計画を作成し、運営協議会にて審議していただいている。また、実行後に自己評価した内容を市や運営協議会へ報告し、各センターと共有しながら、達成できていない項目については改善を図るよう促している。

協議会での意見

地域包括支援センターからの意見については、庁内調整を行い、地域包括支援センターが業務をしやすいよう進めていく必要がある。
委託先の確保はできているものの、サービス調整業務に影響がでてくる恐れがある。

今後の方向性

より良い市民サービス提供のため、効果的な運営を継続していく必要がある。
また、自己評価から改善までに運営協議会や支援センター訪問などの時間を要してしまうので、より早い段階で次年度の改善につなげるよう工夫が必要。



業務内容の見直し及び強化

○ ICT化の取組

新型コロナウイルス感染拡大や業務の効率化の観点からZOOMを活用したオンライン会議の開催を実施。また、地域包括支援センターでも関係者会議などでオンライン会議ができる体制を構築している。

○ 在宅医療と介護の連携の推進

在宅医療と介護の連携を推進にしていくため、定例的に会議を開催し、「ちょうふ在宅医療相談室」や介護関係者との連携を図っている。また、ACP(アドバンス・ケア・プランニング)の普及促進など終末期体制の構築を推進している。

○ 地域包括支援センターの周知

ボランティアの広報協力員の方やみまもっとのPR活動を通し、日常的に地域包括支援センターの周知を実施。



業務内容の見直し及び強化

○ 認知症施策の推進

認知症の本人・家族等を支援できる体制を整備するため、認知症地域支援推進員を中心に、関係団体と連携を図り、高齢者の方の相談支援を進めています。



市の認知症施策との連携



○ 介護予防・健康づくりの推進

10の筋力トレーニングなどの運動機能の向上・社会参加のための自主グループの立上支援や、コロナ禍において活動休止中の団体へのフォローアップを実施。また、各地域包括支援センターにて健康維持に役立つ講座やお知らせを作成している。



H31.3	R3.3	R4.3
29グループ	38グループ	44グループ

業務内容の見直し及び強化

○ 地域ケア会議の推進

圏域ごとに地域ケア会議を開催。地域にお住まいの方や関係者とともに、地域課題の発見、開発。ネットワーク構築、地域づくりなどのテーマで各包括で年3回開催

テーマ例(令和3年度実施分 抜粋)

「マイ・タイムラインを作ってみよう！」(風水害時の本人・地域での行動確認)
見守りの力で地域を守ろう～消費者問題について～ , 入退院支援 など

○ 地域のネットワークの構築

ケアマネジャー同士の連携・勉強の機会として、市域を3地区にわけて「ケアマネット」を開催。他にも民生委員、児童委員との情報交換会や地域支え合い推進員(SC)とのネットワーク会議を実施。特にSCとは10筋グループの立ち上げなど、連携しながら地域づくりを実施。

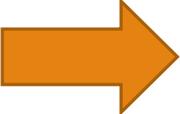
○ 見守りネットワーク

高齢者の見守り充実や、支援が必要な方の発見には、近隣にお住まいの方からの協力が重要です。見守りネットワーク「みまもっと」のAゾーン会議を開いたり、多様な主体が集まる機会を通じて情報共有に努めています。

今後の課題

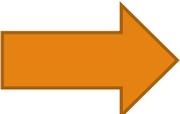
介護保険制度を取り巻く状況としては、訪問サービスの事業所が不足、利用調整に時間を要している。さらに要支援者を受けてくれるケアマネジャーもなかなか見つからない状況がある。

また、地域包括支援センターは、機能強化とともに役割が年々増加。今後も重層的支援体制の構築など対応に追われることが想定される。



「2025年問題」に対応するためにも、高齢者数の増加に対応できる人員配置を検討していく。

令和2年度以降はコロナ禍もあり、地域の活動が自粛・縮小しているところも多く、地域の活性化の取組は工夫が必要。また、出かける機会が減り、高齢者の生活実態が把握しづらくなっているため、「**高齢者の孤立防止**」に対応していく必要がある。



社会全体がソフトな見守りを通して、支援が必要な高齢者の発見ができるよう地域力を向上していく必要がある。
また、必要な方に包括支援センターの支援が届くようアウトリーチ力の向上を図っていく。